

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 千葉県
（氏名） A

上記被審人に対する平成 21 年度（判）第 46 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 159 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 5 月 24 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 14 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 3 月 23 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(参考)「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条第 1 項第 14 号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部及び札幌証券取引所に上場されている株式会社スズケンの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表の番号 1 から 28 に記載のとおり、同表の第 1 欄に掲げる取引年月日の行為時間に、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、B 証券株式会社を介し、自己及び C 名義で、直前約定値よりも下値で約定させる意思のない買い注文を発注する方法や、直前約定値よりも上値で約定させる意思のない売り注文を発注する方法により、同表の第 2 欄に掲げる株数の同株式の買付け及び売付けの委託並びに同株式の買付け及び売付けを行い、同表の第 3 欄に掲げる状況のとおり同株式の株価を変動させ、もって、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

○ 法令の適用

番号 1、2、4 から 12 まで及び 14 から 28 までについて

金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項、第 159 条第 2 項第 1 号、第 176 条第 2 項

番号 3 について

金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項、第 7 項、第 130 条、第 159 条第 2 項第 1 号、金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号、金融商品取引法第 176 条第 2 項

番号 13 について

金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項、第 7 項、第 8 項、第 159 条第 2 項第 1 号、金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号、第 33 条の 13 第 1 号

○ 課徴金計算の基礎

番号 1 について

(1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 5,800 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 5,800 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,800 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(2,455 円×1,700 株+2,470 円×2,500 株+2,475 円×1,600 株)

$$\begin{aligned} & - (2,445 \text{ 円} \times 2,400 \text{ 株} + 2,450 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 2,465 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,470 \text{ 円} \\ & \quad \times 100 \text{ 株} + 2,475 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,480 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 101,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 2 について

(1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 3,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 3,200 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(3,200 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,480 \text{ 円} \times 2,100 \text{ 株} + 2,485 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株}) \\ & - (2,470 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 2,485 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,490 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 34,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 3 について

(1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 3,600 株に、同条第 7 項の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(2,465 円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に自己の計算において当該有価証券を有しないで売付けをした数量 7,200 株を加えた 10,800 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 3,600 株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(3,600 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,465 \text{ 円} \times 3,600 \text{ 株}) \\ & - (2,465 \text{ 円} \times 3,400 \text{ 株} + 2,485 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,490 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = -4,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(10,800株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(3,600株)を超えていることから、当該超える数量(10,800株－3,600株＝7,200株)に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金融商品取引法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格(2,385円)に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,465円 \times 3,600株 + 2,485円 \times 3,600株) \\ & - (2,385円 \times 7,200株) \\ & = 648,000円 \\ & \text{の合計額 } 643,500円 \text{ となる。} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

番号4について

(1) 金融商品取引法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は4,200株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は4,200株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(4,200株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,450円 \times 3,100株 + 2,455円 \times 1,100株) \\ & - (2,445円 \times 4,100株 + 2,460円 \times 100株) \\ & = 25,000円 \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

番号5について

(1) 金融商品取引法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は6,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は6,100株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,100株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売

付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,415 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,420 \text{ 円} \times 900 \text{ 株} + 2,425 \text{ 円} \times 1,600 \text{ 株} + 2,430 \text{ 円} \\ & \times 1,900 \text{ 株} + 2,445 \text{ 円} \times 1,600 \text{ 株}) \\ & - (2,420 \text{ 円} \times 6,100 \text{ 株}) \\ & = 66,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 6 について

(1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 5,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 5,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,000 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,415 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,440 \text{ 円} \times 4,900 \text{ 株}) \\ & - (2,420 \text{ 円} \times 4,800 \text{ 株} + 2,435 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,445 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 93,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 7 について

(1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 5,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 5,200 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,200 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,385 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,395 \text{ 円} \times 3,600 \text{ 株} + 2,400 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株}) \\ & - (2,390 \text{ 円} \times 5,100 \text{ 株} + 2,400 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 31,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 8 について

(1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 2,800 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 2,800 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(2,800 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,400 \text{ 円} \times 2,800 \text{ 株}) \\ & - (2,390 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 2,395 \text{ 円} \times 2,300 \text{ 株}) \\ & = 16,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 9 について

(1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 6,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 6,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,000 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,515 \text{ 円} \times 1,400 \text{ 株} + 2,520 \text{ 円} \times 4,600 \text{ 株}) \\ & - (2,510 \text{ 円} \times 1,800 \text{ 株} + 2,515 \text{ 円} \times 4,200 \text{ 株}) \\ & = 32,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 10 について

(1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 2,400 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け

等の数量は 2,400 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(2,400 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,635 \text{ 円} \times 2,400 \text{ 株}) \\ & - (2,620 \text{ 円} \times 2,200 \text{ 株} + 2,635 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,640 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 32,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 11 について

(1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 7,100 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 7,100 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,100 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,570 \text{ 円} \times 2,900 \text{ 株} + 2,575 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 2,580 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株}) \\ & - (2,560 \text{ 円} \times 7,100 \text{ 株}) \\ & = 98,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 12 について

(1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 7,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 7,200 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,200 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,575 \text{ 円} \times 4,700 \text{ 株} + 2,580 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株}) \\ & - (2,575 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株} + 2,580 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,585 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 11,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 13 について

金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 3,000 株に、同条第 7 項の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(2,565 円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に自己の計算において当該有価証券を有しないで売付けをした数量 100 株を加えた 3,100 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 3,000 株に、同条第 8 項の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(2,565 円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 100 株を加えた 3,100 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(3,100 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,565 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,570 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) \\ & - (2,565 \text{ 円} \times 2,100 \text{ 株} + 2,570 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ & = 10,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

番号 14 について

(1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 3,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 3,200 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(3,200 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,565 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 2,570 \text{ 円} \times 2,900 \text{ 株}) \\ & - (2,545 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 2,550 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) \\ & = 63,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 15 について

- (1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 6,600 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 6,600 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,600 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,540 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,545 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 2,550 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株}) \\ & - (2,540 \text{ 円} \times 6,500 \text{ 株} + 2,545 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 44,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 16 について

- (1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 7,100 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 7,100 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,100 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,550 \text{ 円} \times 7,100 \text{ 株}) \\ & - (2,545 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株} + 2,555 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 34,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 17 について

- (1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 3,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 3,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(3,000 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除

した額

$$\begin{aligned} & (2,580 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) \\ & - (2,575 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) \\ & = 15,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 18 について

- (1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 5,500 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 5,500 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,500 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,585 \text{ 円} \times 1,400 \text{ 株} + 2,590 \text{ 円} \times 2,700 \text{ 株} + 2,595 \text{ 円} \times 1,400 \text{ 株}) \\ & - (2,585 \text{ 円} \times 5,500 \text{ 株}) \\ & = 27,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 19 について

- (1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 6,500 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 6,500 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,500 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,580 \text{ 円} \times 6,500 \text{ 株}) \\ & - (2,575 \text{ 円} \times 4,100 \text{ 株} + 2,580 \text{ 円} \times 2,400 \text{ 株}) \\ & = 20,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 20 について

- (1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 2,500 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 2,500 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(2,500 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
- $$(2,540 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株})$$
- $$- (2,525 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,535 \text{ 円} \times 2,400 \text{ 株})$$
- $$= 13,500 \text{ 円}$$

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 21 について

- (1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 800 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 800 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(800 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
- $$(2,590 \text{ 円} \times 800 \text{ 株})$$
- $$- (2,550 \text{ 円} \times 800 \text{ 株})$$
- $$= 32,000 \text{ 円}$$

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 22 について

- (1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 5,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 5,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,000 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等

の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
(2,575円×100株+2,590円×4,900株)
－(2,575円×2,100株+2,580円×2,000株+2,585円×900株)
=54,500円

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

番号23について

(1) 金融商品取引法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は6,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は6,500株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,500株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
(2,585円×6,500株)
－(2,580円×6,500株)
=32,500円

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

番号24について

(1) 金融商品取引法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は1,600株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は1,600株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(1,600株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
(2,570円×1,600株)
－(2,560円×1,600株)
=16,000円

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

番号 25 について

- (1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 4,600 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 4,600 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(4,600 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,535 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,550 \text{ 円} \times 3,600 \text{ 株} + 2,555 \text{ 円} \times 900 \text{ 株}) \\ & - (2,540 \text{ 円} \times 4,400 \text{ 株} + 2,545 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,550 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 47,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 26 について

- (1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 7,800 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 7,800 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,800 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,560 \text{ 円} \times 7,800 \text{ 株}) \\ & - (2,550 \text{ 円} \times 2,700 \text{ 株} + 2,555 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 2,565 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 51,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

番号 27 について

- (1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 5,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 5,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対

当数量(5,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,515 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) \\ & - (2,510 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) \\ & = 25,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

番号28について

(1) 金融商品取引法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は3,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は3,500株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(3,500株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,515 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,520 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 2,525 \text{ 円} \times 1,400 \text{ 株}) \\ & - (2,515 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株}) \\ & = 24,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

(別表)

(単位：株)

番号	第1欄		第2欄									第3欄			
	取引年月日 (平成21 年)	行為時間	売上の委託状況 (延べ株数)						売買状況 (株数)						
			買付			売付			買付				売付		
			A 名義	C 名義	合計	A 名義	C 名義	合計	A 名義	C 名義	合計		A 名義	C 名義	合計
1	5月27日	9時16分ころ～10時02分ころ	65,000	0	65,000	58,500	0	58,500	0	5,800	5,800	0	5,800	5,800	2470円から2440円まで下落させたのち、2480円まで上昇させるなどした。
2		10時04分ころ～12時40分ころ	45,500	0	45,500	32,500	0	32,500	0	3,200	3,200	0	3,200	3,200	2475円から2465円まで下落させたのち、2490円まで上昇させるなどした。
3		13時09分ころ～14時10分ころ	39,000	0	39,000	0	0	0	0	3,600	3,600	0	3,600	3,600	2460円から2490円まで上昇させるなどした。
4	5月28日	9時43分ころ～10時01分ころ	52,000	0	52,000	39,000	0	39,000	0	4,200	4,200	0	4,200	4,200	2450円から2440円まで下落させたのち、2460円まで上昇させるなどした。
5		10時15分ころ～10時36分ころ	0	0	0	58,500	0	58,500	0	6,100	6,100	0	6,100	6,100	2445円から2415円まで下落させるなどした。
6		10時39分ころ～12時46分ころ	52,000	0	52,000	45,500	0	45,500	0	5,000	5,000	0	5,000	5,000	2435円から2415円まで下落させたのち、2445円まで上昇させるなどした。
7	5月29日	9時42分ころ～10時25分ころ	32,500	0	32,500	58,500	0	58,500	0	5,200	5,200	0	5,200	5,200	2405円から2385円まで下落させたのち、2400円まで上昇させるなどした。
8		10時34分ころ～12時45分ころ	39,000	0	39,000	69,000	0	69,000	0	2,800	2,800	0	2,800	2,800	2395円から2385円まで下落させたのち、2410円まで上昇させるなどした。
9	6月1日	12時37分ころ～13時23分ころ	32,500	0	32,500	52,000	0	52,000	0	6,000	6,000	0	6,000	6,000	2505円から2525円まで上昇させるなどした。
10	6月3日	10時34分ころ～10時39分ころ	52,000	0	52,000	0	0	0	0	2,400	2,400	0	2,400	2,400	2620円から2640円まで上昇させるなどした。
11	6月4日	9時50分ころ～9時54分ころ	52,000	0	52,000	0	0	0	0	7,100	7,100	0	7,100	7,100	2560円から2585円まで上昇させるなどした。
12		9時55分ころ～10時26分ころ	39,000	0	39,000	26,000	0	26,000	0	7,200	7,200	0	7,200	7,200	2570円から2585円まで上昇させるなどした。
13		12時44分ころ～12時47分ころ	32,500	0	32,500	0	0	0	0	3,000	3,000	0	3,000	3,000	2565円から2575円まで上昇させるなどした。
14	6月5日	9時00分ころ～9時18分ころ	52,000	0	52,000	84,500	0	84,500	0	3,200	3,200	0	3,200	3,200	2595円から2545円まで下落させたのち、2575円まで上昇させるなどした。
15		10時27分ころ～12時46分ころ	45,500	0	45,500	71,500	0	71,500	0	6,600	6,600	0	6,600	6,600	2560円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。
16		14時28分ころ～14時48分ころ	45,500	0	45,500	32,500	0	32,500	0	7,100	7,100	0	7,100	7,100	2545円から2555円まで上昇させるなどした。
17	6月8日	10時46分ころ～10時56分ころ	32,500	0	32,500	39,000	0	39,000	0	3,000	3,000	0	3,000	3,000	2580円から2570円まで下落させたのち、2580円まで上昇させるなどした。
18		10時56分ころ～13時28分ころ	45,500	0	45,500	45,500	0	45,500	0	5,500	5,500	0	5,500	5,500	2580円から2570円まで下落させたのち、2595円まで上昇させるなどした。
19		13時55分ころ～14時11分ころ	0	26,000	26,000	0	0	0	6,500	0	6,500	6,500	0	6,500	2570円から2580円まで上昇させるなどした。
20	6月11日	9時12分ころ～9時32分ころ	39,000	0	39,000	65,000	0	65,000	0	2,500	2,500	0	2,500	2,500	2560円から2525円まで下落させたのち、2545円まで上昇させるなどした。
21		9時32分ころ～10時55分ころ	78,000	0	78,000	32,500	0	32,500	0	800	800	0	800	800	2545円から2595円まで上昇させるなどした。
22		10時55分ころ～10時59分ころ	0	0	0	45,500	0	45,500	0	5,000	5,000	0	5,000	5,000	2590円から2570円まで下落させるなどした。
23		12時37分ころ～14時54分ころ	45,500	0	45,500	91,000	0	91,000	0	6,500	6,500	0	6,500	6,500	2590円から2575円まで下落させたのち、2590円まで上昇させるなどした。
24	6月15日	9時28分ころ～9時47分ころ	32,500	0	32,500	45,500	0	45,500	0	1,600	1,600	0	1,600	1,600	2575円から2555円まで下落させたのち、2570円まで上昇させるなどした。
25	6月17日	10時08分ころ～10時59分ころ	45,500	0	45,500	39,000	0	39,000	0	4,600	4,600	0	4,600	4,600	2555円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。
26	6月18日	13時44分ころ～14時06分ころ	45,500	0	45,500	32,500	0	32,500	0	7,800	7,800	0	7,800	7,800	2550円から2565円まで上昇させるなどした。
27	6月24日	9時13分ころ～9時33分ころ	52,000	0	52,000	39,000	0	39,000	0	5,000	5,000	0	5,000	5,000	2520円から2505円まで下落させたのち、2520円まで上昇させるなどした。
28		10時12分ころ～10時16分ころ	0	0	0	32,500	0	32,500	0	3,500	3,500	0	3,500	3,500	2530円から2510円まで下落させるなどした。
		総計	1,092,000	26,000	1,118,000	1,135,000	0	1,135,000	6,500	124,300	130,800	6,500	124,300	130,800	

注：上記売買及び売上の委託は、いずれもB証券株式会社を介し行われた。